

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条第 4 項の規定による。

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年立川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(期末手当) 第6条 ……略…… 2 前項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議長等が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の242.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議長等で当該任期満了による選挙により再び議員となった者の期末手当に係る在職期間の計算については、これらのものは議員の職に継続して在職していたものとみなす。	(期末手当) 第6条 ……略…… 2 前項に規定する期末手当の額は、それぞれの基準日現在において議長等が受けるべき報酬の月額及び報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における別表に定める在職期間に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議長等で当該任期満了による選挙により再び議員となった者の期末手当に係る在職期間の計算については、これらのものは議員の職に継続して在職していたものとみなす。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の立川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条の規定の令和6年12月15日における適用については、同条第2項中「100分の242.5」とあるのは「100分の265」とする。